桜ケ岡地区義務教育学校開校準備協議会のイメージ

資料2 -②

義務教育学校開校準備協議会

委員構成（第3条）

- PTA等
- 未就学児童の関係者
- コミスク協議会代表者
- 地域・町内会関係者
- 校長・教頭
- その他

任期は令和10年3月31日まで（第4条）

委員の中より、会長1名、副会長を若干名置く（第5条）

【 協 議 事 項 （第2条） 】

① 学校名、校歌、校章
② 通学路の安全確保等
③ 教育目標、教育課程、魅力と特色ある学校づくり
④ 制服、ジャージ
⑤ 義務教育学校開校までの学校間交流

報告・調整

釧路市教育委員会

第9条

報告・情報提供

意見集約

関係団体

- PTA
- 認定こども園父母
- コミスク協議会
- 町内会
- 学校教職員　等

教職員の代表者が参加

協議・調整

教育部会（第7条）

会議の効率的な運営を図るため
【専門的な協議】

② 通学路の安全確保等
③ 教育目標、教育課程、魅力と特色ある学校づくり
④ 制服、ジャージ
⑤ 義務教育学校開校までの学校間交流